

◆ 財務諸表

● 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現 金	1,737	884	貯 金	2,086,628	2,144,589
預 け 金	957,866	979,433	当 座 貯 金	15,931	9,199
系 統 預 け 金	957,406	978,649	普 通 貯 金	23,805	22,359
系 統 外 預 け 金	459	784	貯 蓄 貯 金	84	80
買 入 金 銭 債 権	7,438	5,642	通 知 貯 金	15,622	28,440
金 銭 の 信 託	37,103	35,248	別 段 貯 金	2,964	3,772
有 価 証 券	848,464	843,560	定 期 貯 金	2,027,848	2,080,321
国 債	399,417	397,780	定 期 積 金	370	414
地 方 債	28,265	35,274	譲 渡 性 貯 金	130	—
社 債	110,133	106,566	借 用 金	20,000	30,000
外 国 証 券	143,026	162,698	代 理 業 務 勘 定	75	33
株 式	20,522	11,862	そ の 他 負 債	5,208	7,663
そ の 他 証 券	147,099	129,378	未 払 費 用	4,112	6,224
貸 出 金	359,758	370,251	そ の 他 の 負 債	1,096	1,438
手 形 貸 付	29,569	24,373	諸 引 当 金	6,514	6,558
証 書 貸 付	211,392	221,108	相 互 援 助 積 立 金	5,273	5,354
当 座 貸 越	28,293	24,066	賞 与 引 当 金	90	85
金 融 機 関 貸 付	88,547	99,000	退 職 給 付 引 当 金	1,097	1,089
割 引 手 形	1,954	1,702	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	54	27
そ の 他 資 産	6,186	5,797	繰 延 税 金 負 債	6,589	—
未 収 収 益	4,089	4,860	債 務 保 証	6,838	6,106
そ の 他 の 資 産	2,097	936	負 債 の 部 合 計	2,131,985	2,194,951
固 定 資 産	3,048	2,820	■純資産の部		
有 形 固 定 資 産	2,405	2,309	出 資 金	28,507	29,172
無 形 固 定 資 産	642	511	(うち後配出資金)	16,880	17,350
外 部 出 資	65,373	82,935	回 転 出 資 金	14,010	14,794
系 統 出 資	62,561	80,108	資 本 準 備 金	0	0
系 統 外 出 資	2,286	2,301	再 評 価 積 立 金	31	31
子 会 社 等 出 資	525	525	利 益 剰 余 金	86,240	88,132
繰 延 税 金 資 産	—	4,282	利 益 準 備 金	28,300	29,600
債 務 保 証 見 返	6,838	6,106	そ の 他 利 益 剰 余 金	57,940	58,532
貸 倒 引 当 金	△12,452	△11,610	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	—	500
外 部 出 資 等 損 失 引 当 金	△961	△961	特 別 積 立 金	49,500	49,500
			当 期 未 処 分 剰 余 金	8,440	8,532
			(うち当期剰余金)	6,123	6,794
			会 員 資 本 合 計	128,790	132,130
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,625	△2,691
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	19,625	△2,691
			純 資 産 の 部 合 計	148,416	129,439
資 産 の 部 合 計	2,280,402	2,324,390	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,280,402	2,324,390

(注) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第17号平成20年3月28日)により改正され、同日から施行されたことに伴い、平成19年度から従来の「役員退任給与引当金」は「役員退職慰労引当金」として表示しています。

●損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
	[平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで]	[平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで]
経 常 収 益	40,715	44,347
資 金 運 用 収 益	26,458	29,782
(うち貸出金利息)	4,864	5,638
(うち預け金利息)	8,896	11,198
(うち有価証券利息配当金)	12,658	12,819
役 務 取 引 等 収 益	444	414
そ の 他 事 業 収 益	1,932	5,238
そ の 他 経 常 収 益	11,879	8,910
(うちその他の経常収益)	3,797	2,694
経 常 費 用	34,027	38,262
資 金 調 達 費 用	15,132	19,483
(うち貯金利息)	15,092	19,183
役 務 取 引 等 費 用	379	391
そ の 他 事 業 費 用	5,038	3,578
経 常 費 用	4,852	5,270
そ の 他 経 常 費 用	8,624	9,537
(うち貸出金償却)	826	2,961
(うちその他の経常費用)	3,953	2,724
経 常 利 益	6,687	6,084
特 別 利 益	352	901
特 別 損 失	61	0
税 引 前 当 期 利 益	6,978	6,986
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	432	991
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	161	—
法 人 税 等 調 整 額	261	△799
当 期 剰 余 金	6,123	6,794
前 期 繰 越 剰 余 金	2,317	1,737
当 期 未 処 分 剰 余 金	8,440	8,532

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、支払奨励金が含まれています。

●平成18年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。
- 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的の有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っていません。
- 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は17年～50年です。
 - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～25年です。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 引当金の計上方法
 - 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能

見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,565百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しています。また、数理計算上の差異の処理方法は、その発生年度において全額費用または収益処理しています。

③ 役員退任給与引当金

役員退任給与引当金については、役員に対する退任給与金の支給に備えるため、「役員退任給与金引当金規程」に基づく基準額を計上しています。

④ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しております。

① 「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。

なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は148,416百万円であります。

② 従来、任意積立金の内訳として表示していた「特別積立金」については、「その他利益剰余金」の内訳として、目的積立金部分は個別名称により表示することとし、目的積立金以外の部分は「特別積立金」として表示しています。

③ 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

④ 「固定資産」は、「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,158百万円です。

(2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、128百万円です。

(3) 為替決済にかかる担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,744百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、有価証券41百万円、預け金35百万円を差し入れています。

(4) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社等に対する金銭債権の総額 248百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 2,934百万円

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額

該当ありません

(6) 貸出金のうち、破綻先債権額は758百万円、延滞債権額は18,099百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,830百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,687百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,954百万円です。

(11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,054百万円です。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金66,447百万円が含まれています。

(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

3. 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 9百万円

うち事業取引高 9百万円

うち事業取引以外の取引高 ー百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 617百万円

うち事業取引高 617百万円

うち事業取引以外の取引高 ー百万円

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は3,416百万円です。

(4) 貸出金償却・その他の経常費用及びその他の経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益3,516百万円がそれぞれ含まれます。また、その他の経常費用には、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権のうち、売却した債権の売却費用が含まれますが、引当金戻入額と相殺して表示しています。相殺した金額は47百万円です。

4. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下(5)まで同様です。

① 売買目的有価証券

該当ありません

- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません
- ③ その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	399,711百万円	399,417百万円	△293百万円	2,227百万円	2,521百万円
地方債	28,335	28,265	△69	75	145
政府保証債	1,599	1,617	18	18	—
金融債	24,589	24,527	△61	32	94
短期社債	—	—	—	—	—
社債	107,908	110,133	2,225	2,505	280
外国証券	137,927	143,026	5,099	6,261	1,162
株式	12,637	20,522	7,884	7,964	79
受益証券	107,355	120,953	13,598	14,031	433
その他	7,440	7,438	△1	—	1
合計	827,505	855,903	28,398	33,116	4,718

なお、上記評価差額から繰延税金負債8,820百万円を差し引いた額19,577百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
259,650百万円	8,656百万円	4,379百万円

- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
該当ありません	
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社及び子法人等株式	30百万円
関連法人等株式	495百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く。）	269百万円

- (5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	31,384百万円	170,902百万円	125,969百万円	71,160百万円
地方債	1,635	15,637	10,992	—
政府保証債	—	1,617	—	—
金融債	—	24,527	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	18,040	64,663	27,428	—
外国証券	14,288	82,561	38,506	7,670
その他	500	17,634	36,274	—
合計	65,848	377,545	239,171	78,831

- (6) 金銭の信託の保有目的区別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	31,034百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△5百万円
満期保有目的の金銭の信託	
該当ありません	
その他の金銭の信託	
取得原価	6,000百万円
貸借対照表計上額	6,069百万円
評価差額	69百万円
うち益	69百万円
うち損	—百万円

なお、上記評価差額から繰延税金負債21百万円を差し引いた額48百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、社団法人長野県農業協同組合職員退職金共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済金制度を採用しています。

- ② 退職給付債務及びその内訳

a 退職給付債務の額	2,444百万円
b 年金資産の額（退職金共済会積立）	1,347百万円
c 前払年金費用の額	—百万円
d 退職給付引当金の額	1,097百万円
e 未認識過去勤務債務の額	—百万円
f 未認識数理計算上の差異の額	—百万円

- ③ 退職給付費用の内訳

a 勤務費用の額	115百万円
b 利息費用の額	46百万円
c 期待運用収益の額	6百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	—百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	△49百万円
f 退職給付債務の計算の基礎としなかった臨時的支払退職金	—百万円

- ④ 退職給付債務等の計算基礎

a 採用した割引率は2.029%で、年金資産に係る期待運用収益率は0.50%としています。

b 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しています。

- c 過去勤務債務については、該当ありません。
 - d 数理計算上の差異は、当年度で全額収益処理しています。
- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。
- なお、当事業年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、20百万円となっています。
- また、存続組合より示された平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、492百万円となっています。

6. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3,472百万円
貸出金償却超過額	4,071百万円
退職給付引当金超過額	313百万円
支払奨励金未払費用	578百万円
外部出資等損失引当金	298百万円
その他	2,325百万円
繰延税金資産小計	11,059百万円
評価性引当額	△8,807百万円
繰延税金資産合計(A)	2,252百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	△8,842百万円
繰延税金負債合計(B)	△8,842百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	6,589百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.06%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.36%
事業分量配当金等	△20.51%
評価性引当額	1.32%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.25%

●平成19年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
- 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの…取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っていません。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
- 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は17年～50年です。
 - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～25年です。
- （会計方針の変更）
- 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期利益は、従来の方法によった場合に比べ、0百万円減少しております。

（追加情報）

- 当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響額は12百万円です。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は貸倒実績率を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,117百万円であります。

- ② 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しています。また、数理計算上の差異の処理方法は、その発生年度において全額費用または収益処理しています。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づく基準額を計上しています。
- ④ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
- (9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号平成20年3月28日）により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来の「役員退職給付引当金」は、「役員退職慰労引当金」として表示しております。
- (12) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,291百万円です。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、112百万円です。
- (3) 為替決済にかかる担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,820百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は次のとおりです。
子会社等に対する金銭債権の総額 215百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 3,707百万円
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額
該当ありません
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は668百万円、延滞債権額は13,156百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は199百万円です。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,858百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,882百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,702百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,533百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金74,900百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

3. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 8百万円
うち事業取引高 8百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 581百万円
うち事業取引高 581百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2,894百万円です。
- (4) 貸出金償却・その他の経常費用及びその他の経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益2,642百万円がそれぞれ含まれます。また、その他の経常費用には、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権のうち、売却した債権の売却費用が含まれますが、引当金戻入額と相殺して表示しています。相殺した金額は200百万円です。

4. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下(5)まで同様です。

- ① 売買目的有価証券
該当ありません
- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません
- ③ その他有価証券で時価のあるもの

国 債	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	391,365百万円	397,780百万円	6,414百万円	7,636百万円	1,222百万円

地方債	34,636	35,274	637	651	13
政府保証債	1,599	1,643	43	43	—
金融債	24,091	24,079	△11	47	58
社債	105,270	106,566	1,295	1,539	244
外国証券	162,074	162,698	623	3,026	2,402
株式	9,379	11,862	2,483	3,011	527
受益証券	118,503	103,654	△14,849	120	14,969
その他	5,661	5,642	△19	0	19
合計	852,583	849,203	△3,380	16,076	19,457

なお、上記評価差額に繰延税金資産1,062百万円を加えた額△2,318百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
279,838百万円	8,645百万円	3,339百万円

- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
該当ありません	
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社及び子法人等株式	30百万円
関連法人等株式	495百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く。）	269百万円

- (5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	45,255百万円	148,938百万円	122,960百万円	80,626百万円
地方債	3,007	15,402	16,864	—
政府保証債	1,643	—	—	—
金融債	1,997	22,082	—	—
社債	14,242	66,192	26,131	—
外国証券	20,924	101,841	37,623	2,309
その他	—	17,676	33,435	—
合計	87,070	372,133	237,015	82,935

- (6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	24,789百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△250百万円
満期保有目的の金銭の信託	
該当ありません	
その他の金銭の信託	
取得原価	11,000百万円
貸借対照表計上額	10,459百万円
評価差額	△540百万円
うち益	—百万円
うち損	540百万円

なお、上記評価差額に繰延税金資産168百万円を加えた額△372百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため社団法人長野県農業協同組合職員退職金共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済金制度を採用しています。

- ② 退職給付債務及びその内訳

a 退職給付債務の額	2,377百万円
(内訳)	
b 年金資産の額（退職金共済会積立）	1,287百万円
c 前払年金費用の額	—百万円
d 退職給付引当金の額	1,089百万円
e 未認識過去勤務債務の額	—百万円
f 未認識数理計算上の差異の額	—百万円

- ③ 退職給付費用及びその内訳

a 退職給付費用の額	220百万円
(内訳)	
b 勤務費用の額	115百万円
c 利息費用の額	48百万円
d 期待運用収益の額	△9百万円
e 過去勤務債務の費用処理額	—百万円
f 数理計算上の差異の費用処理額	46百万円
g 退職給付債務の計算の基礎としなかった臨時的支払退職金	19百万円

- ④ 退職給付債務等の計算基礎

- a 採用した割引率は1.723%で、年金資産に係る期待運用収益率は0.70%としています。
b 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しています。
c 過去勤務債務については、該当ありません。
d 数理計算上の差異は、当年度で全額費用処理しています。

(追加情報)

当事業年度の退職給付債務の算定に当たり、期首において2.029%としていた割引率を期末において見直しを行い、1.723%を採用しましたが、これにより、従来の方法（期末での割引率は2.056%）による場合に比べ、退職給付債務は86百万円増加し、数理計算上

の差異の費用処理額も同額増加しております。このため経常利益及び税引前当期利益は86百万円減少しております。

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、20百万円となっております。

また、存続組合より示された平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、492百万円となっております。

6. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産の内訳は次のとおりです。
なお、繰延税金負債は該当ありません。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3,206百万円
貸出金償却超過額	4,780百万円
退職給付引当金超過額	316百万円
支払奨励金未払費用	558百万円
外部出資等損失引当金	298百万円
その他有価証券	1,230百万円
その他	2,229百万円
繰延税金資産小計	12,620百万円
評価性引当額	△8,338百万円
繰延税金資産合計	4,282百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	31.06%
交際費等損金不算入項目	0.25%
事業分量配当金等	△21.86%
評価性引当額	△6.71%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.74%

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	8,440	8,532
剰 余 金 処 分 額	6,702	6,923
利 益 準 備 金	1,300	1,400
任 意 積 立 金	500	500
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	500	500
出 資 配 当 金	593	607
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	341	348
後 配 出 資 に 対 す る 配 当 金	251	258
事 業 分 量 配 当 金	4,309	4,416
次 期 繰 越 剰 余 金	1,737	1,608

(注) 1. 出資配当率 平成18年度 平成19年度

- ①普通出資配当率 3.0% 3.0%
②後配出資配当率 1.5% 1.5%

2. 事業分量配当金の分配の基準

平成18年度

①普通特配

中途解約を除く1カ年定期貯金の計算期間平均残高から、当座貸越、1カ年定期貯金担保手形貸付及び地方公共団体等貸付原資（平成17年4月28日制定の「地方公共団体等転貸資金貸出要項」によるものを除く。）の期間中平均残高を控除した額に対し

0.13%

②特別特配

ア. 対象

長野県JAバンク支援制度加入農業協同組合

イ. 対象貯金

普通特配と同じ

ウ. 配当率

0.10%

平成19年度

平成18年度と同じ

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

経営基盤安定化積立金

①目的

一層の自己資本の充実とJAの経営安定化等県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。

②積立目標額

50億円の残高に達するまでの額

③取崩基準

総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

◆ 貯 金

● 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成19年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	13,302	0.6	12,772	0.6	△530	0.0
	普通貯金	20,062	1.0	18,764	0.9	△1,298	△0.1
	貯蓄貯金	88	0.0	82	0.0	△5	0.0
	通知貯金	25,875	1.2	36,394	1.7	10,519	0.5
	別段貯金	4,449	0.2	3,406	0.1	△1,042	△0.1
計	63,777	3.0	71,420	3.3	7,643	0.3	
定期性貯金	定期貯金	2,051,923	96.9	2,063,734	96.6	11,810	△0.3
	うち積立定期貯金	392	0.0	375	0.0	△16	0.0
	うち定期貯金	2,051,531	96.9	2,063,358	96.6	11,827	△0.3
	定期積金	362	0.0	395	0.0	32	0.0
計	2,052,286	96.9	2,064,130	96.6	11,843	△0.3	
譲渡性貯金	905	0.1	1,158	0.1	252	0.0	
合 計	2,116,969	100.0	2,136,709	100.0	19,739	0.0	

● 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期貯金	2,027,437	100.0	2,079,818	100.0	52,380	0.0
変動金利定期貯金	50	0.0	36	0.0	△13	0.0
定期貯金計	2,027,488	100.0	2,079,854	100.0	52,366	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

◆ 貸出金

● 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成19年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	28,561	8.3	26,170	7.2	△2,391	△1.1	
証書貸付金	208,829	60.3	215,923	59.6	7,094	△0.7	
当座貸越	27,130	7.8	26,598	7.4	△531	△0.4	
金融機関貸付金	80,544	23.2	91,730	25.3	11,186	2.1	
割引手形	1,446	0.4	1,612	0.5	165	0.1	
合 計	346,512	100.0	362,035	100.0	15,523	0.0	
会 員	総合農協	4,695	1.4	4,443	1.2	△252	△0.2
	その他農協・連合会	9,586	2.8	10,503	2.9	916	0.1
	会員の組合員	39,626	11.4	25,890	7.2	△13,736	△4.2
	准会 員	6,627	1.9	8,675	2.4	2,047	0.5
	会 員 み な し	117	0.0	117	0.0	0	0.0
計	60,654	17.5	49,630	13.7	△11,024	△3.8	
員 外	地方公共団体	4,270	1.2	4,776	1.3	506	0.1
	金融機関	80,544	23.2	91,730	25.4	11,186	2.2
	そ の 他	201,042	58.1	215,897	59.6	14,855	1.5
計	285,857	82.5	312,405	86.3	26,548	3.8	

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

● 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	140,387	39.0	136,879	37.0	△3,507	△2.0
変動金利貸出	219,370	61.0	233,371	63.0	14,001	2.0
合 計	359,758	100.0	370,251	100.0	10,493	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	3,362	0.9	2,692	0.7	△670	△0.2
有 価 証 券	438	0.1	321	0.1	△117	0.0
動 産	1,904	0.5	2,173	0.6	268	0.1
不 動 産	41,239	11.5	33,130	8.9	△8,109	△2.6
そ の 他 の 担 保	6,991	2.0	599	0.2	△6,391	△1.8
計	53,937	15.0	38,916	10.5	△15,020	△4.5
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	298	0.1	358	0.1	59	0.0
そ の 他 の 保 証	9,715	2.7	7,148	1.9	△2,566	△0.8
計	10,014	2.8	7,507	2.0	△2,506	△0.8
信 用	295,807	82.2	323,827	87.5	28,020	5.3
合 計	359,758	100.0	370,251	100.0	10,493	0.0

●債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	35	0.5	38	0.6	3	0.1
そ の 他 の 担 保	677	9.9	603	9.9	△74	0.0
計	712	10.4	641	10.5	△71	0.1
信 用	6,125	89.6	5,464	89.5	△660	△0.1
合 計	6,838	100.0	6,106	100.0	△731	0.0

●貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	52,083	14.5	49,704	13.4	△2,378	△1.1
運 転 資 金	307,674	85.5	320,546	86.6	12,871	1.1
合 計	359,758	100.0	370,251	100.0	10,493	0.0

●貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年3月末		平成20年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	609	0.2	636	0.2	26	0.0
林 業	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	55,418	15.4	64,149	17.3	8,731	1.9
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,745	1.3	5,377	1.5	632	0.2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3,675	1.0	8,670	2.3	4,995	1.3
運 輸 ・ 通 信 業	22,768	6.3	21,565	5.8	△1,203	△0.5
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	32,566	9.1	25,453	6.9	△7,112	△2.2
金 融 ・ 保 険 業	88,547	24.6	99,000	26.7	10,453	2.1
不 動 産 業	12,261	3.4	12,613	3.4	351	0.0
サ ー ビ ス 業	94,609	26.3	91,221	24.6	△3,387	△1.7
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	41,444	11.5	38,807	10.5	△2,637	△1.0
そ の 他	3,112	0.9	2,757	0.8	△355	△0.1
合 計	359,758	100.0	370,251	100.0	10,493	0.0

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,841	2,242	—	2,841	2,242	2,242	3,369	—	2,242	3,369
個別貸倒引当金	9,396	10,209	3,464	5,932	10,209	10,209	8,241	3,094	7,115	8,241
合 計	12,238	12,452	3,464	8,774	12,452	12,452	11,610	3,094	9,357	11,610

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
貸 出 金 償 却 額	826	2,961

(注) 1. 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

2. 貸出金償却額には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

◆リスク管理債権等の状況

●リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年3月末	平成20年3月末
破 綻 先 債 権 額 (A)	758	668
延 滞 債 権 額 (B)	18,099	13,156
3 カ月以上延滞債権額 (C)	—	199
貸出条件緩和債権額 (D)	2,830	2,858
合 計 (E = A + B + C + D)	21,687	16,882
担 保・保 証 付 債 権 額 (F)	9,934	6,678
個 別 貸 倒 引 当 金 残 高 (G)	10,105	8,158
控 除 後 残 高 (H = E - F - G)	1,647	2,044
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	6.03	4.56

(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 「担保・保証付債権額」は、リスク管理債権額のうち貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 「個別貸倒引当金残高」は、「リスク管理債権額」のうち、すでに個別貸倒引当金（間接償却）に繰入れた残高です。

また、個別貸倒引当金残高は、資産自己査定に基づく回収不能見込額と貸倒実績率等に基づき必要額を引き当てています。

7. 「控除後残高」は、「リスク管理債権額」から「担保・保証付債権額」及び「個別貸倒引当金残高」を控除した貸出金残高です。

8. リスク管理債権比率は貸出金に占める比率です。

9. 担保・保証付債権額のうち、要管理債権（3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。

●金融再生法に基づく開示債権の額と保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年3月末	平成20年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	3,465	2,065
危 険 債 権 (B)	15,575	11,971
要 管 理 債 権 (C)	2,830	3,057
合 計 (D = A + B + C)	21,870	17,095
担 保 等 に よ る 保 全 (E)	10,019	6,818
貸 倒 引 当 金 (F)	11,312	9,754
引 当 率 $F / (D - E)$	95.45	94.92
保 全 率 $(E + F) / D$	97.54	96.95

(注) 1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる

る債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

2. 引当率=引当額 / (債権額-担保等)

保全率= (担保等+引当額) / 債権額

3. 担保等による保全率のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。

4. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

◆有価証券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成19年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	428,915	50.8	415,033	49.1	△ 13,882	△ 1.7
地 方 債	27,333	3.2	31,986	3.8	4,652	0.6
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	105,699	12.5	103,262	12.2	△ 2,436	△ 0.3
株 式	11,195	1.3	12,208	1.4	1,013	0.1
外 国 証 券	134,975	16.0	145,691	17.2	10,716	1.2
そ の 他 の 証 券	136,851	16.2	137,430	16.3	579	0.1
合 計	844,970	100.0	845,613	100.0	643	0.0

●商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：%)

種 類	平成19年3月末	平成20年3月末
国 債	1.39	1.36
地 方 債	1.41	1.51
社 債	1.63	1.64
以上平均	1.44	1.43

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成19年3月末								
国 債	31,384	99,199	71,703	55,721	70,248	71,160	—	399,417
地 方 債	1,635	5,678	9,959	2,643	8,348	—	—	28,265
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	18,040	28,020	36,642	21,316	6,112	—	—	110,133
株 式	—	—	—	—	—	—	20,522	20,522
外 国 証 券	14,288	54,350	28,210	19,220	19,285	7,670	—	143,026
その他の証券	—	22,944	20,835	15,218	14,117	—	73,984	147,099
平成20年3月末								
国 債	45,255	90,271	58,666	68,608	54,351	80,626	—	397,780
地 方 債	3,007	11,030	4,372	—	16,864	—	—	35,274
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	14,343	26,722	39,369	12,089	14,042	—	—	106,566
株 式	—	—	—	—	—	—	11,862	11,862
外 国 証 券	20,924	60,008	41,832	19,091	18,531	2,309	—	162,698
その他の証券	1,997	24,369	17,032	20,568	7,223	—	58,185	129,378

●外貨建資産残高

(単位：百万円)

項目	平成19年3月末	平成20年3月末
外貨建資産残高	50,185	52,194

●有価証券の時価情報等

1. 有価証券

(単位：百万円)

保有区分	平成19年3月末			平成20年3月末		
	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	820,064	848,464	28,400	846,921	843,560	△3,361
合 計	820,064	848,464	28,400	846,921	843,560	△3,361

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

2. 金銭の信託

(単位：百万円)

保有区分	平成19年3月末			平成20年3月末		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
運 用 目 的	31,040	31,034	△5	25,040	24,789	△250
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	6,000	6,069	69	11,000	10,459	△540
合 計	37,040	37,103	63	36,040	35,248	△791

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 運用目的金銭の信託及びその他金銭の信託については、時価を貸借対照表価額として計上しています。
また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

3. 買入金銭債権

(単位：百万円)

保有区分	平成19年3月末			平成20年3月末		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	7,440	7,438	△1	5,661	5,642	△19
合 計	7,440	7,438	△1	5,661	5,642	△19

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. その他買入金銭債権については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

4. デリバティブ取引等 (金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

①金利関連取引

(単位：百万円)

区 分		平成19年3月末			平成20年3月末		
		契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	—	—	—	—	—
		受取変動 支払固定	60	△10	△10	30	5
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—
合 計		60	△10	△10	30	5	5

②通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引

該当する取引はありません。

◆ 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口、人、%)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益	32,333	36,498	38,323	40,715	44,347
経常利益	3,043	3,279	5,724	6,687	6,084
当期剰余金	2,321	2,401	3,969	6,123	6,794
出資金 (出資口数)	13,967 (2,793)	23,452 (4,690)	27,862 (5,572)	28,507 (5,701)	29,172 (5,834)
資本額	125,593	136,022	144,073	—	—
純資産額	—	—	—	148,416	129,439
総資産額	2,187,307	2,227,556	2,247,678	2,280,402	2,324,390
貯金等残高	2,038,426	2,070,536	2,078,028	2,086,758	2,144,589
預け金残高	921,966	940,144	935,963	957,866	979,433
貸出金残高	350,679	347,610	353,351	359,758	370,251
有価証券残高	813,473	852,748	853,265	848,464	843,560
剰余金配当金額	3,619	3,397	4,841	4,902	5,023
普通出資配当額	320	326	334	341	348
後配出資配当額	45	99	188	251	258
事業分量配当額	3,254	2,971	4,318	4,309	4,416
職員数	295	284	277	280	275
単体自己資本比率 (旧基準)	14.54	14.99	15.14	—	—
単体自己資本比率 (新基準)	—	—	—	19.24	20.26

- (注) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。
2. 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」)に基づき算出しています。
3. 総資産額については債務保証見返を含めて記載しています。

● 業務純益

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度	増 減
業 務 純 益	3,674	5,942	2,267

- (注) 1. 業務純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金純繰入額
2. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100

● 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	平成18年度	平成19年度	増 減
資 金 運 用 収 支	11,567	10,656	△ 911
資 金 運 用 収 益	26,458	29,782	3,324
資 金 調 達 費 用	14,890	19,126	4,235
役 務 取 引 等 収 支	64	23	△ 41
役 務 取 引 等 収 益	444	414	△ 29
役 務 取 引 等 費 用	379	391	12
そ の 他 事 業 収 支	△ 3,106	1,659	4,766
そ の 他 事 業 収 益	1,932	5,238	3,305
そ の 他 事 業 費 用	5,038	3,578	△ 1,460
事 業 粗 利 益	8,526	12,339	3,812
事 業 粗 利 益 率	0.39	0.56	0.17

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。
3. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100
4. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
5. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
6. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
7. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定(貸出金＋有価証券＋コールローン＋買現先勘定＋債券貸借支払保証金＋買入手形＋買入金銭債権＋預け金＋その他(従業員貸付金等))平均残高×100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成18年度			平成19年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,168,104	26,458	1.22	2,210,585	29,782	1.35
うち 預 け 金	973,014	8,896	0.91	995,877	11,198	1.12
うち 有 価 証 券	844,970	12,658	1.50	845,613	12,819	1.52
うち 貸 出 金	346,512	4,864	1.40	362,035	5,638	1.56
資 金 調 達 勘 定	2,086,082	14,890	0.71	2,124,112	19,126	0.90
うち 貯 金	2,116,063	15,092	0.71	2,135,550	19,183	0.90
うち 譲 渡 性 貯 金	905	0	0.06	1,158	5	0.50
うち 借 用 金	2,575	27	1.05	26,420	280	1.06
総 資 金 利 ざ や			0.27			0.20

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額) × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	18年度増減額	19年度増減額
受 取 利 息	449	3,324
うち 預 け 金	1,271	2,301
うち 有 価 証 券	△980	160
うち 貸 出 金	140	774
支 払 利 息	1,786	4,235
うち 貯 金	1,794	4,091
うち 譲 渡 性 貯 金	0	5
うち 借 用 金	27	253
差 引	△1,336	△911

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
人 件 費	2,227	2,314
給 料 手 当 等	1,806	1,775
福 利 厚 生 費	301	305
退 職 給 付 費 用	105	220
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	13	11
物 件 費	2,495	2,844
事 業 推 進 費	447	399
債 権 管 理 費	51	32
旅 費 交 通 費	48	54
業 務 費	802	731
負 担 金	506	966
施 設 費	616	636
雑 費	21	25
税 金	129	111
経 費 合 計	4,852	5,270

(注) 給料手当等には、役員報酬及び賞与引当金繰入額が含まれています。

◆ その他の諸指標

● 利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度	平成19年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	17.2	17.3	0.1
(期中平均)	16.4	17.0	0.6
貯 証 率 (期 末)	40.7	39.3	△1.4
(期中平均)	39.9	39.6	△0.3
一従業員当り貯金平均残高	7,274	7,419	144
一従業員当り貸出金平均残高	1,190	1,258	68
一店舗当り貯金平均残高	302,424	305,244	2,819
一店舗当り貸出金平均残高	49,501	51,789	2,287
総資産経常利益率	0.30	0.26	△0.04
総資産当期純利益率	0.27	0.29	0.02
純資産経常利益率	4.97	4.42	△0.55
純資産当期純利益率	4.55	4.94	0.39

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。
 2. 貸出金には、コールローンが含まれています。
 3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

● 出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末
出 資 金	13,967	23,452	27,862	28,507	29,172
(うち後配出資金)	(3,072)	(12,310)	(16,466)	(16,880)	(17,350)
(出資口数)	(2,793)	(4,690)	(5,572)	(5,701)	(5,834)
回 転 出 資 金	16,989	15,261	14,015	14,010	14,794
合 計	30,957	38,714	41,878	42,518	43,966

◆ 代理業務

● 代理貸付残高

(単位：百万円)

金 融 機 関 等	平成19年3月末	平成20年3月末
農 林 漁 業 金 融 公 庫	31,048	27,563
独立行政法人 住宅金融支援機構	77,452	68,537
独立行政法人 福祉医療機構	2,826	2,529
国民生活金融公庫	1,931	1,829
独立行政法人 農業者年金基金	8	5
合 計	113,268	100,466

◆ 自動機

● 現金自動機器設置台数

(平成20年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	8
J A 設 置 A T M	463

ATM……現金自動預入・支払機

◆ 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成20年3月末における自己資本比率は、20.26%となりました。

◇ 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

○普通出資金による資本調達額	118億円	(前年度116億円)
○後配出資金による資本調達額	178億円	(前年度173億円)
○回転出資金による資本調達額	192億円	(前年度183億円)
○永久劣後特約付借入金による資本調達額	200億円	(前年度200億円)
○期限付劣後特約付借入金による資本調達額	100億円	(前年度 一億円)

◇ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたりリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度	項 目	平成18年度	平成19年度
出資金	28,978	29,653	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	5,000	5,000
うち後配出資金	17,350	17,832	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回転出資金	18,319	19,210	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	5,000	5,000
再評価積立金	31	31	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資本準備金	0	0	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ	1,127	841
利益準備金	29,600	31,000	控除項目不算入額	△2,643	△3,721
経営基盤安定化積立金	500	1,000	控除項目計(D)	3,484	2,119
特別積立金	49,500	49,500	自己資本額(C-D)(E)	150,055	162,195
次期繰越剰余金	1,737	1,608			
処分未済持分	—	—	資産(オン・バランス)項目	745,713	764,801
その他有価証券の評価差損	—	△2,691	オフ・バランス取引等項目	8,955	11,259
営業権相当額	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	24,859	24,377
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	リスク・アセット等計(F)	779,528	800,437
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—			
基本的項目(A)	128,667	129,312			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—			
一般貸倒引当金	2,242	3,369			
相互援助積立金	5,273	5,354			
負債性資本調達手段等	20,000	30,000			
負債性資本調達手段	20,000	20,000			
期限付劣後債務	—	10,000			
補完的項目不算入額	△2,643	△3,721			
補完的項目(B)	24,872	35,002	Tier1比率(A/F)	16.50%	16.15%
自己資本総額(A+B)(C)	153,539	164,315	自己資本比率(E/F)	19.24%	20.26%

(注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	平成18年度			平成19年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	401,970	—	—	393,958	—	—
我が国の地方公共団体向け	32,276	—	—	39,459	—	—
我が国の政府関係機関向け	18,229	1,662	66	14,485	1,288	51
地方三公社向け	2,181	410	16	1,437	194	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,169,625	298,118	11,924	1,208,579	319,146	12,765
法人等向け	343,682	202,539	8,101	360,400	202,836	8,113
中小企業等向け及び 個人向け	3,159	2,187	87	2,944	2,032	81
抵当権付住宅ローン	1,275	445	17	2,149	749	29
不動産取得等事業向け	3,913	3,323	132	3,714	3,540	141
三月以上延滞等	5,785	2,915	116	3,368	2,004	80
信用保証協会等による保証付	383	38	1	459	45	1
出資等	164,942	163,981	6,559	169,493	169,493	6,779
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難 な資産	24,980	40,471	1,618	28,904	36,309	1,452
証券化	25,093	10,509	420	21,667	7,036	281
上記以外	91,420	28,064	1,122	111,250	31,382	1,255
エクスポージャー別計	2,288,919	754,668	30,186	2,362,274	776,060	31,042
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	24,859		994	24,377		975
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	779,528		31,181	800,437		32,017

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別・業種別等(特定業種、一債務者、特定グループ)

の与信、各種シーリングに関する与信についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当細則」に基づき計上しています。

〈貸倒引当金算定方法の概要〉

【一般貸倒引当金】

正常先、要管理先、その他の要注先それぞれのそれぞれに対する債権について、過去の実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる損失に係る貸倒引当金としています。なお、一般貸倒引当金繰入額の合計額が税法基準で容認される限度額を下回るときは、税法基準により算出した金額を繰り入れています。

○正常先

1年を一つの期間とみなす過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき、今後1年間の予想損失額以上を見積り計上しています。

○要管理先

3年を一つの期間とみなす過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき、今後3年間の予想損失額以上を見積り計上しています。

○その他の要注先

正常先に準じて計上しています。

【個別貸倒引当金】

破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権について、損失が見込まれるⅢ分類および回収が不可能なⅣ分類に係る個別の貸倒引当金としています。

○破綻懸念先

3年を一つの期間とみなす過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を行って、今後の一定期間における予想損失額を見積り計上しています。

○実質破綻先・破綻先

自己査定の結果発生したⅢ分類およびⅣ分類について、全額を個別貸倒引当金への繰入または償却を行っています。

※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年度					平成19年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	2,131,567	392,365	566,501	—	5,785	2,152,073	402,657	556,501	—	3,360
国 外	132,258	1,013	89,907	—	—	188,533	2,671	171,837	—	7
地域別残高計	2,263,825	393,379	656,408	—	5,785	2,340,606	405,329	728,339	—	3,368
法人	農業	1,092	1,092	—	—	1,012	1,012	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	90,246	56,190	25,894	—	117	94,869	65,893	24,000	107
	鉱業	108	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	31,416	30,850	78	—	20	30,983	30,712	76	14
	電気・ガス・熱供給・水道業	17,146	3,690	12,584	—	—	23,375	8,716	13,681	—
	運輸・通信業	32,214	23,395	7,730	—	168	28,515	22,456	5,311	381
	金融・保険業	1,177,299	108,355	110,944	—	—	1,267,924	149,933	133,410	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	134,600	125,659	7,795	—	4,691	113,711	109,775	2,696	2,298
	日本国政府・地方公共団体	431,276	3,980	427,296	—	—	433,418	4,694	428,724	—
上記以外	199,854	29,022	64,084	—	—	283,682	2,305	120,436	—	7
個 人	11,147	11,143	—	—	787	9,834	9,831	—	—	558
その他	137,423	—	—	—	—	53,278	—	—	—	—
業種別残高計	2,263,825	393,379	656,408	—	5,785	2,340,606	405,329	728,339	—	3,368
1年以下	1,103,846	88,500	52,395	—	—	1,152,445	108,921	65,369	—	—
1年超3年以下	238,786	58,144	155,385	—	—	230,040	43,536	186,174	—	—
3年超5年以下	212,501	73,185	131,399	—	—	209,165	71,005	138,156	—	—
5年超7年以下	159,462	61,728	94,925	—	—	161,661	64,027	97,569	—	—
7年超10年以下	174,455	70,004	102,830	—	—	189,362	89,152	100,210	—	—
10年超	105,164	26,210	78,953	—	—	103,101	20,044	83,056	—	—
期限の定めのないもの	269,608	15,604	40,518	—	—	294,830	8,641	57,802	—	—
残存期間別残高計	2,263,825	393,379	656,408	—	—	2,340,606	405,329	728,339	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	平成18年度					平成19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,841	2,242	—	2,841	2,242	2,242	3,369	—	2,242	3,369
個別貸倒引当金	9,396	10,209	3,464	5,932	10,209	10,209	8,241	3,094	7,115	8,241

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位:百万円)

区 分	平成18年度					平成19年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	17	28	17	28	0	28	32	28	32	3
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	20	29	20	29	19	29	158	29	158	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	227	97	227	97	48	97	244	97	244	91
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	2,050	1,131	2,050	1,131	45	1,131	313	1,131	313	286
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	6,468	7,648	6,468	7,648	490	7,648	5,697	7,648	5,697	2,348
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	611	1,274	611	1,274	222	1,274	1,794	1,274	1,794	230	
業種別計	9,396	10,209	9,396	10,209	826	10,209	8,241	10,209	8,241	2,961	

- (注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

区 分	平成18年度			平成19年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	494,703	494,703	—	505,208	505,208
	10%	—	17,011	17,011	—	13,344	13,344
	20%	92,049	1,106,882	1,198,932	117,020	1,132,040	1,249,060
	35%	—	1,273	1,273	—	2,141	2,141
	50%	97,976	14,282	112,259	103,464	2,870	106,334
	75%	—	3,025	3,025	—	2,811	2,811
	100%	25,457	393,148	418,605	30,848	406,086	436,935
	150%	—	10,401	10,401	—	15,250	15,250
	その他	—	7,611	7,611	—	9,521	9,521
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合計	215,484	2,048,341	2,263,825	251,333	2,089,273	2,340,606	

- (注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用していません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	平成18年度			平成19年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	1,599	—	—	1,599	—
地方三公社向け	—	124	—	—	460	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	2,461	12,439	—	2,427	2,442	—
中小企業等向け及び個人向け	16	—	—	16	2	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	80	551	—	80	512	—
合 計	2,557	14,714	—	2,524	5,018	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法等を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を行っていないため、リスク管理の方針及び手続は定めていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項目	平成18年度	平成19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成18年度

(単位:百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	0	221	—	—	—	221
(2) 金利関連取引	0	169	—	—	—	169
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	13	—	—	—	13
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	3	—	—	—	3
(7) クレジット・デリバティブ	—	136	—	—	—	136
派生商品合計	0	544	—	—	—	544
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	0	544	—	—	—	544

平成19年度

(単位:百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	747	1,007	—	—	—	1,007
(2) 金利関連取引	672	823	—	—	—	823
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	15	60	—	—	—	60
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	0	7	—	—	—	7
(7) クレジット・デリバティブ	301	639	—	—	—	639
派生商品合計	1,737	2,539	—	—	—	2,539
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	1,737	2,539	—	—	—	2,539

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

受益証券等ファンドの一部に「クレジット・デリバティブ」が含まれていますが、詳細についての把握が困難なため開示していません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

受益証券等ファンドの一部に「クレジット・デリバティブ」が含まれていますが、詳細についての把握が困難なため開示していません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手順の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、証券化エクスポージャーを投資家として保有しており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーは保有していません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
クレジットカード与信	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—
その他	25,176	—	21,772	—
合計	25,176	—	21,772	—

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	8,036	64	13,733	109
リスク・ウェイト50%	16,378	327	7,364	147
リスク・ウェイト100%	664	26	554	22
リスク・ウェイト350%	13	1	15	2
その他のリスク・ウェイト	—	—	—	—
自己資本控除	82	82	105	105
合計	25,176	502	21,772	387

(注) 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。

c 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
クレジットカード与信	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—
その他	82	—	105	—
合計	82	—	105	—

(注) 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

d 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当社では、自己資本比率告示附則第13条は適用していません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、本会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当社では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当社では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構

成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方策を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定めるとともに、システムに重大な影響を及ぼす災害、障害及び犯罪等からコンピュータシステムを保護するための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	20,522	20,522	11,862	11,862
非上場	65,373	65,373	82,935	82,935
合 計	85,895	85,895	94,797	94,797

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	1,334	64	8	1,333	1,048	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位:百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,964	79	3,011	527

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位:百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」は「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「金利リスク」を含む「市場リスク」を極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比でリスク量の変化を的確に把握・管理し、大幅な市場の変化に対応可能な態勢を整備しています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については理事会・ALM委員会及び余裕金運用会議、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクにかかる運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産、負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法によるVaR法（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間1ヵ月）により毎月計測・評価し、ALM委員会等で金利変動に伴う損失発生可能額の把握に努めています。

(1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	7,078	6,452